

◎公共施設等整備基金条例を廃止する条例（条例第1号）

- 1 公共施設等整備基金条例を廃止することとした。（本則関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第2号）

1 県民税

（1）退職所得の分離課税に係る所得割の税額控除を廃止することとした。（附則第12条関係）

（2）法人の均等割の納税義務者が、平成23年3月11日において県内の主たる事務所等を津波により甚大な被害を受けた区域内に有していた場合等においては、法人の均等割を免除することとした。（附則第20条関係）

2 県たばこ税

県たばこ税の税率を引き下げることにした。（第67条の4、附則第23条の4関係）

3 県税に関する条例又は規則の規定による不利益処分等について、行政手続条例の規定に基づき理由を示すこととした。（第6条の2関係）

4 その他所要の整備をすることとした。（第8条、第40条、第47条の4、第47条の5、第50条、第53条、附則第12条、附則第19条の2関係）

5 施行期日等

（1）この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1（1）、3、4（第47条の4、第47条の5、第50条、第53条、附則第12条関係に限る。）及び5（2）（附則第2条、附則第3条関係に限る。）は平成25年1月1日から、2及び5（2）（附則第5条関係に限る。）は同年4月1日から施行することとした。（附則第1条関係）

（2）所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条～附則第5条関係）

（3）いわての森林づくり県民税条例の一部を改正することとした。（附則第6条関係）

◎自治振興基金条例の一部を改正する条例（条例第3号）

1 東日本大震災津波復旧復興事業について、貸付金額の限度額及び貸付利率の特例を設けることとした。（第5条、第6条関係）

2 貸付期間の上限を15年から20年に延長することとした。（第6条関係）

3 施行期日等

（1）この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2）所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例（条例第4号）

1 地球温暖化対策等推進基金条例の有効期限を平成25年12月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎再生可能エネルギー設備導入等推進基金条例（条例第5号）

1 市町村等が行う災害時において拠点となる公共施設等への太陽光、風力等の再生可能エネルギー源を利用する設備の導入等を推進するための事業に要する経費の財源に充てるため、再生可能エネルギー設備導入等推進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）

3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）

4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）

5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）

6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）

7 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) この条例は、平成28年12月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)

◎災害廃棄物処理基金条例(条例第6号)

1 市町村等が実施する平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により生じた廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する経費の財源に充てるため、災害廃棄物処理基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)

2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。(第2条関係)

3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。(第3条関係)

4 基金の運用益金の処理について定めることとした。(第4条関係)

5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。(第5条関係)

6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第6条関係)

7 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) この条例は、平成26年12月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)

◎地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第7号)

1 地域医療再生臨時特例基金の設置の目的に革新的な医療機器等の開発の促進を加えるとともに、題名を「地域医療再生等臨時特例基金条例」に改めることとした。(題名、第1条関係)

2 地域医療再生臨時特例基金条例の有効期限を平成28年12月31日まで延期することとした。(附則第2条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第8号)

1 子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例基金条例の有効期限を平成25年6月30日まで延期することとした。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎介護サービス施設等整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第9号)

1 介護サービス施設等整備臨時特例基金の設置の目的に平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被害を受けた者の健康の保持増進を加えるとともに、題名を「介護サービス施設整備等臨時特例基金条例」に改めることとした。(題名、第1条関係)

2 介護サービス施設等整備臨時特例基金条例の有効期限を平成25年12月31日まで延期することとした。(附則第2項関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第10号)

1 障害者自立支援対策臨時特例基金の設置の目的に平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により、被害を受けた居宅介護事業者等に対する支援及び被害を受けた者に対する安定した障害福祉サービス等の提供の支援を加えることとした。(第1条関係)

2 障害者自立支援対策臨時特例基金条例の有効期限を平成25年12月31日まで延期することとした。(附則第2項関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(条例第11号)

1 自殺対策緊急強化基金条例の有効期限を平成25年12月31日まで延期することとした。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 妊婦健康診査臨時特例基金条例の有効期限を平成25年9月30日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 森林整備加速化・林業再生基金条例の有効期限を平成28年3月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎森林整備地域活動支援交付金基金条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 森林整備地域活動支援交付金基金条例の有効期限を平成29年3月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎東日本大震災復興交付金基金条例（条例第15号）

- 1 県又は市町村が実施する東日本大震災復興特別区域法第78条第1項に規定する復興交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、東日本大震災復興交付金基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日等

（1）この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2）この条例は、平成28年9月30日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

◎高等学校生徒等修学等支援基金条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 高等学校生徒等修学等支援基金の設置の目的に私立高等学校等の安定的かつ継続的な教育環境の整備を加えることとした。（第1条関係）
- 2 高等学校生徒等修学等支援基金条例の有効期限を平成27年12月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）